

第110期 中間決算公告

2018年12月21日

三重県松阪市京町510番地
株式会社 第三銀行
取締役頭取 岩間弘

中間貸借対照表 (2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	127,888	預 金	1,813,761
商品有価証券	1,210	譲渡性預金	4,300
金銭の信託	2,447	借 用 金	75,400
有 価 証 券	562,833	外 国 為 替	21
貸 出 金	1,301,368	そ の 他 負 債	8,482
外 国 為 替	5,458	未 払 法 人 税 等	598
そ の 他 資 産	3,987	リ ー ス 債 務	551
有形固定資産	22,670	資 産 除 去 債 務	203
無形固定資産	2,955	そ の 他 の 負 債	7,128
支払承諾見返	1,384	賞 与 引 当 金	681
貸倒引当金	6,729	退 職 給 付 引 当 金	161
		株 式 給 付 引 当 金	9
		睡眠預金払戻損失引当金	280
		偶 発 損 失 引 当 金	668
		繰 延 税 金 負 債	3,840
		再評価に係る繰延税金負債	2,652
		支 払 承 諾	1,384
		負債の部合計	1,911,643
		(純資産の部)	
		資 本 金	37,461
		資 本 剰 余 金	31,674
		資 本 準 備 金	15,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,674
		利 益 剰 余 金	20,403
		利 益 準 備 金	2,474
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,928
		繰 越 利 益 剰 余 金	17,928
		株 主 資 本 合 計	89,538
		その他有価証券評価差額金	20,635
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,657
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	24,293
		純資産の部合計	113,832
資産の部合計	2,025,475	負債及び純資産の部合計	2,025,475

中間損益計算書

(2018年 4月 1日 から
2018年 9月30日 まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		15,460
資 金 運 用 収 益	11,215	
(うち貸出金利息)	(7,715)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,469)	
役 務 取 引 等 収 益	3,224	
そ の 他 業 務 収 益	11	
そ の 他 経 常 収 益	1,009	
経 常 費 用		12,386
資 金 調 達 費 用	310	
(うち預金利息)	(305)	
役 務 取 引 等 費 用	1,118	
そ の 他 業 務 費 用	11	
営 業 経 費	10,251	
そ の 他 経 常 費 用	693	
経 常 利 益		3,074
特 別 利 益		3
特 別 損 失		6
税 引 前 中 間 純 利 益		3,071
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	757	
法 人 税 等 調 整 額	30	
法 人 税 等 合 計		787
中 間 純 利 益		2,284

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,882百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当中間期末までに発生していると認められる株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

追加情報

当行は、2018年8月から取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(以下、「取締役等」という。)に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当行及び株式会社三重銀行が株式会社三十三フィナンシャルグループに対して拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定する信託(以下、「本信託」という。)を通じて株式会社三十三フィナンシャルグル

ープ普通株式が取得され、当行及び株式会社三重銀行が定める役員株式給付規程に従って、株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式等が取締役等に本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。本制度の対象者は、当行及び株式会社三重銀行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員であります。

なお、対象者に取得させる予定の株式総数は未定であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額 260 百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は 689 百万円、延滞債権額は 26,407 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 248 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 655 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 28,001 百万円であります。

なお、2．から 5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,934 百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 88,102 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,174 百万円

借入金 75,400 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 13,823 百万円及びその他資産 478 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金 318 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 554,650 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが 554,435 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ず

しも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

10．有形固定資産の減価償却累計額 19,884百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は11,067百万円であります。

12．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.17%であります。

（中間損益計算書関係）

「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額328百万円、株式等償却47百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券（2018年9月30日現在）

該当ありません。

2．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2018年9月30日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	83
組合出資金	176
合計	260

3. その他有価証券（2018年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	32,328	14,670	17,658
	債券	264,047	259,776	4,271
	国債	145,947	143,558	2,389
	地方債	47,790	47,114	676
	社債	70,309	69,103	1,205
	その他	89,536	80,376	9,160
	小計	385,912	354,822	31,089
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,947	6,786	△839
	債券	60,913	61,267	△354
	国債	5,845	5,999	△154
	地方債	32,578	32,681	△103
	社債	22,488	22,586	△97
	その他	106,559	109,749	△3,190
	小計	173,419	177,803	△4,384
合計		559,332	532,626	26,705

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,017
その他	1,223
合計	3,240

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間期における減損処理額は47百万円（株式47百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,636	百万円
退職給付引当金	646	
賞与引当金	203	
減価償却費	98	
有価証券評価損	3,103	
その他	968	
繰延税金資産小計	8,656	
評価性引当額	△6,410	
繰延税金資産合計	2,245	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,069	
その他	△16	
繰延税金負債合計	△6,086	
繰延税金資産(負債)の純額	△3,840	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,609円07銭
1株当たりの中間純利益金額	116円45銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	60円54銭

第110期 中 間 決 算 公 告

2018年12月21日

三重県松阪市京町510番地
株式会社 第三銀行
取締役頭取 岩 間 弘

中間連結貸借対照表 (2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	127,926	預 金	1,807,516
商品有価証券	1,210	譲渡性預金	4,300
金銭の信託	2,447	借 用 金	86,259
有価証券	563,474	外 国 為 替	21
貸 出 金	1,298,172	そ の 他 負 債	12,434
外 国 為 替	5,458	賞 与 引 当 金	732
そ の 他 資 産	21,098	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,273
有形固定資産	23,251	株 式 給 付 引 当 金	9
無形固定資産	3,021	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17
繰延税金資産	70	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	280
支払承諾見返	1,384	偶 発 損 失 引 当 金	668
貸倒引当金	8,473	繰 延 税 金 負 債	3,618
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,652
		支 払 承 諾	1,384
		負 債 の 部 合 計	1,921,169
		(純資産の部)	
		資 本 金	37,461
		資 本 剰 余 金	31,644
		利 益 剰 余 金	20,481
		株 主 資 本 合 計	89,587
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,657
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,657
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	723
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	23,591
		非 支 配 株 主 持 分	4,692
		純 資 産 の 部 合 計	117,872
資 産 の 部 合 計	2,039,042	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,039,042

中間連結損益計算書

(2018年 4月 1日から
2018年 9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		18,654
資金運用収益	11,224	
(うち貸出金利息)	(7,713)	
(うち有価証券利息)	(3,480)	
役務取引等収益	3,518	
その他業務収益	11	
その他経常収益	3,899	
経常費用		15,435
資金調達費用	343	
(うち預金利息)	(305)	
役務取引等費用	1,169	
その他業務費用	11	
営業経常費用	10,391	
その他経常費用	3,519	
経常利益		3,218
特別利益		3
固定資産処分益	3	
特別損失		6
固定資産処分損失	6	
減損損失	0	
税金等調整前中間純利益		3,215
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	58	
法人税等合計		901
中間純利益		2,314
非支配株主に帰属する中間純利益		43
親会社株主に帰属する中間純利益		2,270

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

三銀ビジネスサービス株式会社
三銀コンピューターサービス株式会社
三銀不動産調査株式会社
三重総合信用株式会社
第三カードサービス株式会社
三重リース株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合
さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合
さんぎん成長事業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した

資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,882百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証

により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当行は、2018年8月から取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当行及び株式会社三重銀行が株式会社三十三フィナンシャルグループに対して拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定する信託（以下、「本信託」という。）を通じて株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式が取得され、当行及び株式会社三重銀行が定める役員株式給付規程に従って、株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式等が取締役等に本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。本制度の対象者は、当行及び株式会社三重銀行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員であります。

なお、対象者に取得させる予定の株式総数は未定であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 176百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は689百万円、延滞債権額は26,848百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年40年政令第97号）第96条1第項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は248百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は656百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,444百万円であります。

なお、上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,934百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

88,102百万円

未経過リース料	5 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,174 百万円
借入金	75,400 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券 13,823 百万円及びその他資産 478 百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、保証金 329 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 550,278 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが 540,063 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,152 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 11,067 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.27%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 488 百万円、株式等償却 47 百万円を含んでおります。
2. 中間包括利益 2,590 百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2018 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	127,926	127,926	
(2)商品有価証券 売買目的有価証券	1,210	1,210	
(3)有価証券 其他有価証券	559,901	559,901	
(4)貸出金 貸倒引当金(* 1)	1,298,172 6,875		
	1,291,296	1,296,093	4,797
資産計	1,980,334	1,985,131	4,797
(1)預金	1,807,516	1,807,613	96
(2)譲渡性預金	4,300	4,300	
(2)借入金	86,259	86,331	71
負債計	1,898,075	1,898,243	168
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	882	882	
ヘッジ会計が適用されているもの		0	0
デリバティブ取引計	882	882	0

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、主としてキャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割り引くことにより時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算

日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	2,173
非上場外国証券（*1）	8
組合出資金（*3）	1,214
合 計	3,395

（*1）非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券（2018年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	32,896	14,865	18,031
	債券	264,047	259,776	4,271
	国債	145,947	143,558	2,389
	地方債	47,790	47,114	676
	社債	70,309	69,103	1,205
	その他	89,536	80,376	9,160
	小計	386,480	355,017	31,462
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	5,948	6,787	△839
	債券	60,913	61,267	△354
	国債	5,845	5,999	△154
	地方債	32,578	32,681	△103
	社債	22,488	22,586	△97
	その他	106,559	109,749	△3,190
	小計	173,420	177,804	△4,384
合計		559,901	532,822	27,078

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理額は47百万円（株式47百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	4,573円11銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	115円69銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額	60円18銭